平成十九年三月三十一日財務省、 農林水産省、 経済産業省告

第

緊急特恵停止措置 の運用基準を次のように定め、 平成十九年四月

日から適用する。

とおりとする。

緊急特恵停止措置(エスケープ・クローズ) の運用基準は以下の

基本的方針

じて調査を行い、その上で発動の要否を判断する。 緊急特恵停止措置の発動については、 産業所管省の要請に応

ては、 玉 により対処する。 同法第八条の三第二項に規定する措置 の三第一項に規定する措置(一般特恵停止措置)により対処し、 .動することも認められる。 業に影響を与えているような場合は、これらの措置を同時に DC特恵税率の適用によるLDCからの輸入増加に対しては、 一般特恵税率の適用による特恵受益国・地域(後発開発途上 (以下「LDC」という。)を除く。) からの輸入増加 関税暫定措置法 (昭和三十五年法律第三十六号) 一般特恵とLDC特恵の両者が相まって国内 (LDC特恵停止措置) がに対し 第八条

玉 内法に基づき、 げを内容とするものであるが、セーフガードは国際協定及び 緊急特恵停止措置は、 般税率を超えて関税率を引き上げる措置で セーフガードと同様、 緊急的な関税引

> 率を一般税率に あるのに対し、 緊急特恵停止措置は、 戻すに止まる措置であること等の相違があるこ 国内法に基づき、 特恵税

とに留意する。

調査に係る指針

 $\left( \longrightarrow \right)$ 調査の開始

産業所管省は、

特恵対象物品について、

1 直近の貿易統計等から、 特恵受益国・地域からの 輸入が急

口 増 は直接競合する物品を生産する国内産業の損害又はそのおそ 国内の販売価格、 していると認められること 生産状況、 販売状況等から、 当該物品又

れが見込まれること

地域からの輸入シェアが十分に高い、 当該物品について、我が国の総輸入額に占める特恵受益国 又は高まりつつあるこ

لح

合は、 するものとする。 請する。 れらの団体) る物品の主要な生産者、 の提供又はヒアリングが可能である対象物品又はそれと競合す 速に実施する観点から可能であれば、 売状況に関する資料等その判断の根拠となる資料及び調査を迅 等の状況に鑑み、 当該物品の貿易状況、 財務省は、 のリストを提供した上で、 特恵停止措置に係る調査が必要と判断した場 なお、 調査開始要請の検討結果を、速やかに回答 輸入者、 調査が不適当との結論を出した場合に 国内の販売価格、 利用者及び消費者等 調査決定後に意見・情報 調査開始を財務省に要 生産状況及び販 (又はこ

その理由もあわせて回答するものとする。 調査の開始が必 調査を

要と認められる場合は、 財務省は産業所管省と協力し、

開始する。

り指定するが、事例に応じ、当該物品の輸入が国内産業に与え る影響を判断するためにより適当な方法がある場合は、それに 調査の対象物品は、原則として輸入統計品目表上の細分によ

調査の開始の公表

よる。

調 査を開始した場合は、 以下のような事項を財務省ホ ふぺ

ージ等で公表する。

調査の開始

口 調査の対象物品及びその主な輸入国

左記回の意見・情報の提出方法

調査の方法

調査に際しては、入手可能な統計資料を分析するほか、 対象

物品又はそれと競合する物品の主要な生産者、輸入者、 及び消費者等(又はこれらの団体)に意見・情報の提供を求め 利用者

また、必要に応じて、これらの者・団体へのヒアリングを

行う。

(四) 調査の終了

調査は、 調査の開始を公表した後、原則として二箇月以内、

最長でも三箇月以内に終了し、結論を出す。

調査が終了した場合、 以下のような事項を速やかに財務省ホ

ームページ等で公表する。

1 調査の結論及びその理由の概要

口 緊急特恵停止措置を発動する場合、 緊急特恵停止措置を発動する場合、 その対象物品・ その施行時期及び発動 対象国

期間の見込み

三 発動に係る指針

 $\left( \longrightarrow \right)$ 発動要件の判断基準

輸入の増加

般特恵停止措置については、

(D) (1)一般特恵適用輸入の国内市場占拠率の増加 般特恵適用輸入の増加

を併せて勘案する。

LDC特恵停止措置については、 LDC特恵適用輸入の増加

LDC特恵適用輸入の国内市場占拠率の

増

を併せて勘案する。

般特恵輸入の増加とLDC特恵輸入の増加は区別して評

価することを原則とするが、 必要に応じ、

両者を併せて、総

合的にその増加を判断する。

口 国内産業の損害

以下のような事項を総合的に勘案する。

(1)輸入品及び国産品の販売価格

その際、 例えば、 輸入急増前後の輸入品価格と国 [産品]

格の変化を検討する。

回 国内産業の生産に関する状況

販売額、生産量・生産額、生産性、操業度、損益及び雇用その際、例えば、国内における当該産品に係る販売量・

についての水準の変化等の指標を検討する。

以下のような事項を総合的に勘案する。特恵適用輸入と国内産業の損害との因果関係

に及ぼす影響)の産業に及ぼす影響(必要に応じ、両者相まって国内産業の一般特恵適用輸入とLDC特恵適用輸入のそれぞれが国

のおそれが見込まれるか否かについて検討する。まれ、若しくはその他適切な指標に鑑み影響が生じ又はそ産業の再生産が可能な水準を下回り又はそのおそれが見込特に、特恵適用輸入の増加により、国産品価格が、国内

- 中 特恵適用輸入以外の輸入の影響
- について検討する。 特に、国産品の供給過剰等の要因が見受けられるか否かい その他、国内産業の損害に影響を及ぼしうる要因

以上の事項に関する調査の結果、その対象となる物品について、

ニ 特恵適用輸入が増加していること

ホの状況が、ニの影響により生じていることが認められた

場合は、特恵停止措置を発動すべく、速やかに政令制定作業

を進める。

二 発動期間

断される場合は、当初の発動期間と合わせて、最長一年以内の発動後の輸入動向、国内産業の状況等に鑑み、延長が必要と判措置の発動期間は、原則として六箇月以内とする。ただし、

範囲で延長できる。

三 関税・外国為替等審議会への報告

動後、最初に開催される関税・外国為替等審議会において報告調査及び措置の発動に係る状況は、調査開始後又は措置の発

する。